

ビームライフル・ビームピストルおよびビーム標的の検定基準 (2022年5月28日改訂施行)

〔総 則〕

第1条 公益社団法人日本ライフル射撃協会は、ビームライフル・ビームピストル検定基準を定める。

なお、検定を受ける者は、本協会定款第3条の目的に賛同した者でなければならない。

第2条 本協会は、理事会が認定した者に検定の実務を委嘱することができる。

第3条 製作者より本協会に提出された書類はすべて秘扱いとし、理事会提出は口頭または、回覧後回収するものとする。ただし、検定を担当する者はその限りでないが、取り扱いは上記に準ずる者とする。

〔型式認定〕

第4条 検定を受けようとする者は、試作の段階において仕様書、外観図に経歴書、事業説明書、資産の内容説明等の書類4部を本協会に提出し、理事会において型式認定を受けなければならない。製作者は理事会に出席して製作品の説明をすることができる。

第5条 理事会は、その議にはかり、本協会定款第3条の目的に適し、その製作品が競技用具として可能であると認めれば、型式認定を行い、検定を担当する専門委員会に回付するものとする。型式認定を受けた製作品は、理事会において認定名称および記号を付すものとする。名称および記号は付表のとおりとする。

〔ビーム標的の検定〕

第6条 ビーム標的は次の方法で検定を実施する。

1. 10mビームライフル・ビームピストル射撃競技用標的装置

(検定用具)

(1) 次の用具を用いて検定を行う。

- A. 対物レンズ絞り付検定用照射器
- B. 5/10 mm読取りゲージ付でX軸、Y軸可動式マスクまたは5/10 mm読取りゲージ付でX軸、Y軸平行移動可能な発光源支持台
- C. 検定用標的(照準用、弾痕測定用)
- D. 検定用測定定規
- E. 5/10 mm目盛付ルーペ(弾痕位置測定具)
- F. ストップウォッチ

ただし、製造者において同等以上の専用測定器を用意するときは、それを使用してよい。

(方 法)

(2) ビーム標的検定のための照射距離は、対物レンズ前面より受光部まで9.4 m ± 0.05とする。

(3) 照射の方法は、検定用標的(照準用)または計算表を使用して、次のとおり行う。

- A. 中心点照射 5発連射 2回

| | | |
|----------|------|---------|
| B. 外円点照射 | 5発連射 | 4回（4方向） |
| C. 縦列正照射 | 8発連射 | 2回 |
| D. 横列正照射 | 8発連射 | 2回 |
| E. 斜列照射 | 8発連射 | 2回 |
| F. 無作為照射 | 5発 | 2回 |

(4) 照射の位置検出は、別に定める細則によって定める。

(検査区分)

(5) 照射によるチェックポイントは、次のとおりとする。

A. 関連機能テスト

①照射により一連の系統（発射音、弾着表示、点数発表、点数記録等の装置）の適正作動のチェック。

②各装置それぞれの作動時間のチェック。

B. 再現性テスト

同一点への照射により再現性をチェックする。

C. 正確度テスト

各照射方法により得た表示および記録が、受光位置の検出制度を充分満足しているかチェックする。D. 仕様書との対照

各装置が仕様書にもとづいて製作されているかチェックする。

(検定基準)

(6) 検定基準は、次のとおりとする。

A. 関連テスト

①完全な適性稼動により合格とする。

②すべての装置が12秒以内で復元するものを合格とする。

B. 再現性テスト

いかなる弾痕の表示も、元の標的にあてはめて、中心部において ± 0.25 mm、外円部において ± 0.4 mm以内の再現をするものを合格とする。

C. 正確度テスト

①検定用標的（照準用）または計算表を使用して、照射した照射中心点と、点数発表装置の命中点数表示が正しい関係にある場合、合格とする。

②検定用標的（照準用）または計算表を使用して照射した照射中心点と、拡大表示装置の弾痕表示が正しい関係にある場合、合格とする。

③検定用標的（照準用）または計算表を使用して照射した照射中心点と、弾痕記録装置による穿孔位置が正しい関係にある場合、合格とする。

④検定用定規による検査をパスする場合、合格とする。

(検定合格)

(7) 指定された仕様書にもとづき製作されたと認められ、検定基準をすべて合格する製品を、検定合格品と認定する。

〔ビームライフル・ビームピストルの検定〕

第7条 ビームライフル・ビームピストルは、次の方法で検定を実施する。

(検定用具)

(1) 次の用具を用いて行う。

A. ビームライフル・ビームピストル検定用光線受光装置。

- B. デジタルボルトメーター
- C. ノクトビジョン
- D. 写真用印画紙および現像、定着液等
- E. 測定具（ノギス等）
- F. シンクロスコープ
- G. その他

ただし、製作者において同等以上の専用測定器を用意するときは、それを使用してよい。

（方 法）

（2）ビームライフル・ビームピストルは確実に保持し、受光部までの照射距離は対物レンズ前面より、 $9.4\text{m} \pm 0.05$ とする。発光テストは10回以上行う。

（検定区分）

（3）検査のチェック区分は、次のとおりとする。

- A. 連続発光による光像測定および検査
- B. ノクトビジョンによる光像測定および検査
- C. 写真用印画紙による光像検査
- D. 仕様書ならびに競技規則による対照テスト
- E. 発光間隔時間の測定
- F. 正常発光テスト
- G. 発光出力テスト

（検定基準）

（4）検定基準は、次のとおりとする。

- A. 光像検査および測定に合格すること。
- B. 正常発光テストに合格すること。
- C. 発光出力測定に合格すること。

光線の大きさは $\phi 7.5\text{mm}$ から $\phi 8.5\text{mm}$ であること。光の強さは標的面上において3,000ルクス以上であること。

（検定合格）

指定された仕様書にもとづき製作されたと認められ、検定基準をすべて合格する製品を、検定合格品と認定する。

【ビーム標的・ビームライフル・ビームピストルのシール】

第8条 協会と公益社団法人日本ライフル射撃協会検定基準第2条で定めるオフィシャルサプライヤー契約を交わしビーム標的、ビームライフル・ビームピストルを販売しようとする者は、検定に合格した当該品目と同じ形式のビーム標的、ビームライフル・ビームピストルについて、協会所定の公認シールを購入して貼付できる。

【ビーム標的・ビームライフル・ビームピストルの公認期限】

第9条 公認されたビーム標的・ビームライフル・ビームピストルの製造者または販売したオフィシャルサプライヤーによる当該品目への製品保守サービスの終了日をもって公認期限の終期とする。

附 則

第10条 本基準の改廃は理事会による。

第11条 本基準は昭和48年1月28日より実施する。
昭和50年2月15日改正
平成元年4月1日改正
平成24年2月25日改定、平成24年4月1日施行
2022年5月28日改正、2022年5月28日施行（文言の統一 銃器→ビームライフル・ビームピストル 標的装置→ビーム標的）